

令和8年9月13日執行
石垣市議会議員一般選挙

候補者の手引

石垣市選挙管理委員会

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

電 話 0980-82-8544

FAX 0980-87-9006

凡 例

法・ ・ ・ ・ ・ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

令・ ・ ・ ・ ・ 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

規則・ ・ ・ ・ ・ 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)

政規法・ ・ ・ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

目 次

I. 選挙執行の概要.....	1
1. 選挙の理由.....	1
2. 選挙の管理機関及び選挙長等.....	1
3. 候補者と関係機関.....	2
4. 候補者関係事務日程.....	3
 II. 立候補の届出等.....	5
1. 届出にあたって注意すべきこと.....	5
2. 届出書類について.....	5
3. 届出書類の記載について.....	5
4. 届出先.....	7
5. 届出の期日及び時間.....	7
6. 受付の順序.....	7
7. その他の注意事項.....	8
8. 候補者に交付される物品、証明書等.....	8
9. 立候補の辞退.....	9
 III. 立会人の届出.....	10
1. 開票立会人.....	10
2. 選挙立会人.....	10
3. 選挙立会人の数.....	10
 IV. 届出書類の一覧表及び記載例.....	11
1. 届出書類の一覧表.....	11

V. 選挙運動..... 18

1. 選挙運動の期間.....	18
2. 選挙事務所.....	18
3. 休憩所等の禁止.....	19
4. 選挙運動を禁止される者.....	19
5. 特殊な選挙運動方法の禁止.....	20
6. 選挙運動用自動車.....	21
7. 選挙運動用拡声機.....	22
8. 選挙運動用通常葉書及びビラの頒布.....	22
9. 選挙運動用ポスター.....	23
10. 選挙事務所に掲示できる文書図画.....	24
11. 選挙運動用自動車等に使用する文書図画.....	25
12. 個人演説会で使用する文書図画.....	25
13. 候補者が使用する たすき、胸章及び腕章の類.....	26
14. 新聞広告.....	26
15. 選挙運動放送の制限.....	26
16. 個人演説会.....	26
17. 街頭演説.....	27
18. 連座制.....	27

VI. 選挙運動費用..... 30

1. 出納責任者.....	30
2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償.....	30
3. 報酬の支給.....	31
4. 選挙運動費用の制限額.....	32
5. 選挙運動に関する収入及び支出.....	33
6. 選挙運動費用収支報告書の提出.....	33

VII. 寄附の禁止..... 51

1. 公職選挙法による寄附の制限.....	51
2. 政治資金規正法による寄附の制限.....	54

I. 選挙執行の概要

1. 選挙の理由

今回の石垣市議会議員一般選挙は、任期満了(令和8年9月27日)による一般選挙である。

(1) 選挙の期日 令和8年9月13日(日)

(2) 選挙の期日の告示日 令和8年9月6日(日)

2. 選挙の管理機関及び選挙長等

(1) 選挙管理機関 石垣市選挙管理委員会(委員長 前盛 善治)

(2) 選挙長

・ 石垣市議会議員一般選挙 前盛 善治

(3) 選挙長の事務を行う場所

- ・ 石垣市役所3階 石垣市選挙管理委員会事務局
- ・ 石垣市役所2階 大会議室
- ・ 石垣市総合体育館メインアリーナ

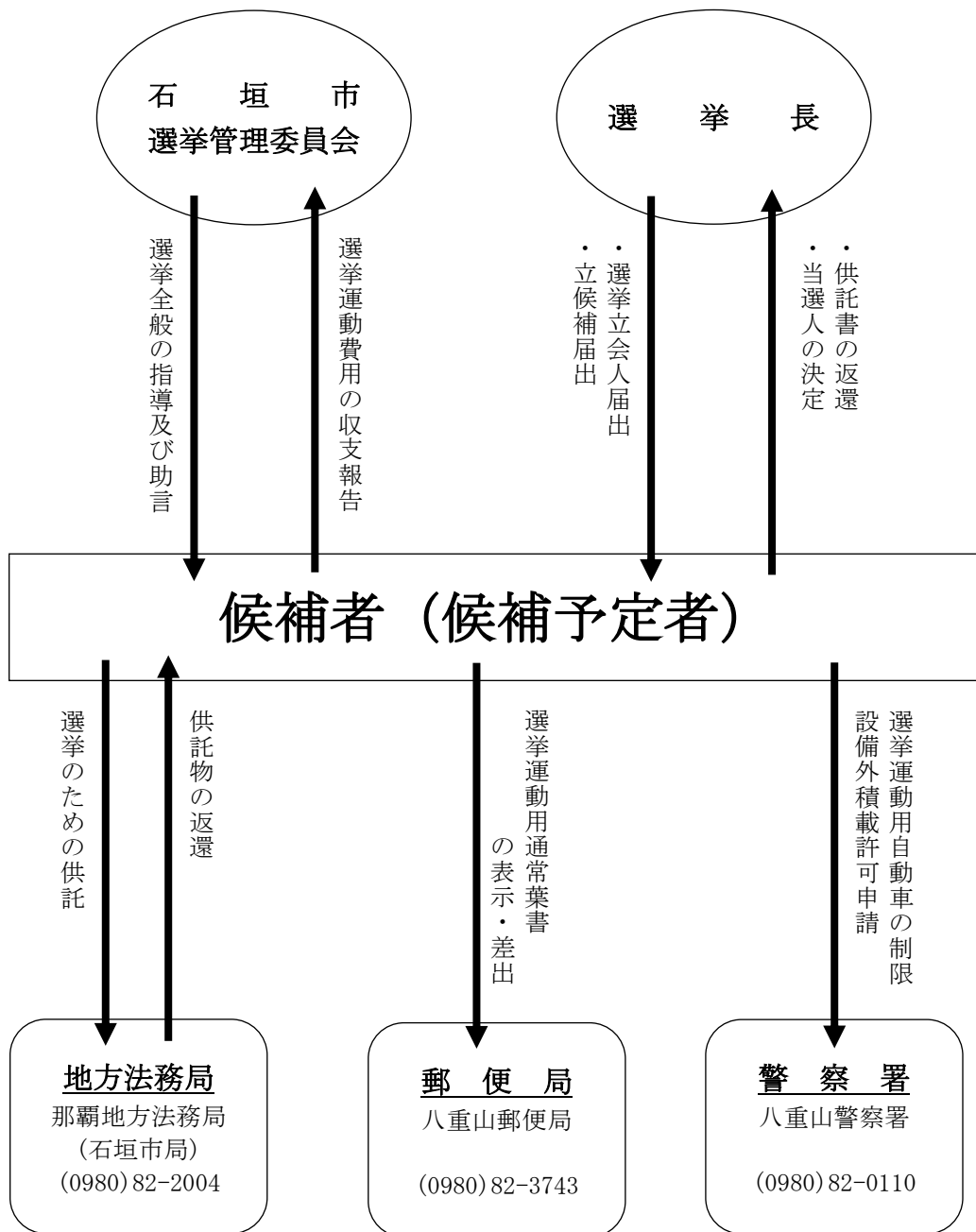
(4) 立候補届出の受理等の職務を行う日時及び場所について

- ・ 日時 令和8年9月6日(日) 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 場所 〒907-8501 石垣市字真栄里672番地
石垣市役所2階 大会議室

(5) 開票・選挙会を行う日時及び場所について

- ・ 日時 令和8年9月13日(日) 午後9時から
- ・ 場所 〒907-0003 石垣市字平得439番地
石垣市総合体育館メインアリーナ

3. 候補者と関係機関



4. 候補者関係事務日程

事 項	月 日	説 明
立候補予定者説明会	7月27日(月)	●時間：午後2時から ●場所：石垣市役所2階 大会議室 ※説明会の開催について ・7月7日(火)の八重山毎日新聞及び沖縄八重山日報に広告を掲載 ・市選管HPに掲載
立候補届出書類の事前審査	8月4日(火)から 8月20日(木)	●場所：石垣市役所3階 選挙管理委員会事務局 ※事前に審査日時を調整し、立候補届出に必要な書類及び諸届出並びに選挙運動用ポスター、選挙公報について事前審査を行います。
選挙運動用費用支出制限額の算出	9月5日(土) (告示日前日)	石垣市選挙管理委員会において、選挙人名簿登録者数に基づき制限額を算出します。これにより候補者が選挙運動のために支出できる額は、この制限額内となるので注意してください。 ※なお、この制限額は選挙期日の告示日(9月6日(日))に告示します。
選挙期日の告示 ・立候補届出受理 ・選挙事務所設置届受理 ・出納責任者選任届受理 ・選挙運動用物資及び諸証明書の交付	9月6日(日)	●場所：石垣市役所2階 大会議室 ・午前8時半から午後5時まで立候補の受付を行います。午前8時半までに到着した者については、到着順に受付順を決めるくじを行い、その順位に従って立候補届出書類を審査・受理します。 ・届出者は、本人確認書類(運転免許証等)を持参。 ・立候補届出受理後、選挙運動用物資及び諸証明書等を交付します。 ※立候補届出順が、そのままポスター掲示場への掲載順となります。 ※投票所氏名掲示の順序を定めるくじを、立候補受付時間終了後、午後5時半から選挙管理委員会事務局で行います。くじの実施には候補者又はその代理人が立ち会うことができます。
選挙立会人届出書 選挙立会人承諾書	9月10日(木)	候補者は、選挙(開票)立会人を届け出る場合は選挙期日3日前の午後5時までに選挙長(選挙管理委員会事務局)に届け出てください。 (くじの執行) ●場所：石垣市役所3階 選挙管理委員会事務局 ●時間：午後5時半から 選挙(開票)立会人が10人を超える、又は同一政党に属する候補者の届出に係る者が3人以上の場合は、くじでそれぞれ10人又は2人を定めます。 くじの実施には候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

事 項	月 日	説 明
投票及び開票	9 月 13 日 (日)	(投票) 投票当日は、投票所を設けた場所の入口から300m以内(直線距離)の区域に設置してある選挙事務所は閉鎖しなければならないので、あらかじめ確認してください。 (開票) ●場所：石垣市総合体育館メインアリーナ ●時間：午後9時から 選挙(開票)立会人は、事前に選挙長と十分に調整しておくとともに、当日は印鑑持参のうえ、開票開始前(午後8時)に開票所に到着してください。
当選人の告知及び告示	9 月 14 日 (月)	当選された方に対しその旨を告知し、告示します。
当選証書の付与	9 月 15 日 (火)	(当選証書付与式) ●場所：石垣市役所 1 階コミュニティルーム ●時間：午後2時から やむを得ず当選者本人が出席できない場合は、代理人を出席させることとし、委任状を提出してください。
選挙運動費用 収支報告書の提出	9 月 28 日 (月) 選挙期日から 15 日以内	選挙運動に要した費用をもらさず記載した収支報告書を石垣市選挙管理委員会事務局に午後5時まで提出してください。 ※収支報告書は、選挙管理委員会がその要旨を公表します。
選挙の効力に関する 異議の申立期限	9 月 28 日 (月)	選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、選挙の日から14日以内に異議を申し出ることができます。(公職選挙法第202条第1項)
当選の効力に関する 異議の申立期限	同上	当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当選人等の告示の日から14日以内に異議を申し出ることができます。 (公職選挙法第206条第1項)
供託書の返還業務開始 (添付：供託原因が消滅した旨の証明書)	9 月 29 日 (火) 以降	選挙の効力及び当選の効力について異議の申出がなかった場合で、かつ、没収点以上の得票を得た場合に、当該候補者に選挙長から供託書を返還します。候補者は、これにより供託した法務局から供託物(金)の返還を受けます。

Ⅱ. 立候補の届出等

1. 届出にあたって注意すべきこと

立候補の要件や届出書の記載事項、添付書類等は大変重要なもので、一つでも不備な点があれば届出が受理されず、あるいは誤って受理されても後に無効となるおそれがあるので、届出書類ができあがったら正規の届出をする前に予め定めた日時に事前審査をしてもらうことが必要です。

なお、郵便による届出はできません。

2. 届出書類について

立候補の届出を選挙長にするときは、次の書類が必要です。

- (1) 石垣市議会議員一般選挙候補者届
- (2) 添付書類
 - ア 供託証明書
 - イ 宣誓書
 - ウ 所属党派証明書(無所属の場合は必要なし)
 - エ 戸籍謄本又は抄本
 - オ 住民票謄本又は抄本
- (3) 立候補届出代理人証明書
- (4) 通称認定申請書

3. 届出書類の記載について

- (1) 候補者届(記載例：12頁)

ア 「氏名」は戸籍に記載された当該候補者の氏名によります。

なお、戸籍に記載の氏名のうち常用漢字表及び人名用漢字別表等に掲げられている文字に対応する場合は、これらの文字を使用して届け出ても差し支えありません。(例)「國→国」「榮→栄」「藏→蔵」

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無を判定するうえで必要があるので、正確に書かなければなりません。従って、事前に戸籍及び住民票と照合して誤りのないようにしてください。

「本籍及び住所」は〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇と記載します。

例えば「沖縄県石垣市字真栄里672番地1」を「沖縄県石垣市字真栄里672-1」や「石垣市真栄里672の1」と略記することがないようにしてください。

ウ 「党派名」は候補者届出に添付する所属党派証明書(各政党発行)に記載してある政党その他の政治団体の名称です。

なお、いずれの政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は、党派欄に「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、代表的なもの一つを記載してください。

なお、職業についていない者は「無職」と記載してください。

(2) 添付書類

ア 供託証明書(記載例：13頁)

供託は立候補する者の住所及び氏名により記入して下さい。第三者の名義で供託しても効力はありませんので注意して下さい。

供託金は、市議会議員選挙は30万円です。

イ 宣誓書(記載例：14頁)

これは、公職の候補者となろうとする者が、選挙及び被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をした者は、処罰されますので注意してください。

ウ 所属党派証明書(記載例：15頁)

これは政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要です。無所属として立候補する場合は添付する必要はありません。

所属党派証明書の発行権者は、各政党とも本部等で決められていますのでそれによってください。

なお、この証明書は、所属の証明書であって、公認、非公認あるいは推薦とは関係がありません。従って、公認証等は所属党派証明書の効力を有しませんので注意して下さい。

エ 戸籍謄本又は抄本、住民票謄本又は抄本

候補者届に記載された候補者の氏名、本籍、住所、生年月日等を証明するために添付するものですから、最近3箇月以内(令和8年6月13日以降の発行日)のものを添付してください。

(3) 立候補届出代理人証明書(記載例：16頁)

立候補の届出を候補者本人以外の者がする場合には、その者が代理人であることの証明書として必ず提出しなければなりません。

(4) 通称認定申請書(記載例：17頁)

ア 申請

立候補の届出は戸籍名でなければなりません。ただし、通称がある場合で、通称認定の申請をして認められれば立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が使用されることになります。ここで通称は本名(戸籍名)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとしてひろく通用しているものをいいます。

通称認定の申請は、立候補届出と同時に、これに通称認定申請書を添えてしなければなりません。届出書に添えないで、通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称であるかどうかを証明する責任は、候補者側にありますので、通称認定申請書を提出する際に併せて選挙長にその通称が本名に代わるものとしてひろく通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提出しなければなりません。

イ かな書きによる通称認定

通称には、一般の通称のほか、戸籍名をかな書きにする場合も通称にあたることになっており、この場合にも通称認定申請書を提出しなければなりません。これを証明する書類の提出は不要です。

ウ 効果

「通称認定申請書」とは、立候補届出の告示、新聞広告、投票所内の氏名掲示及び選挙公報に本名に代えて通称が記載されることを求めるものであり、それ以外のもの、例えば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するかどうかは、ここでいう通称認定申請書をしたかしないかにかかわらず、候補者が自由に決めて差し支えありません。

4. 届出先

立候補の届出は、石垣市議会議員一般選挙の選挙長に対して行うものです。

5. 届出の期日及び時間

立候補の届出期日は、選挙の期日の告示の日(9月6日(日))だけです。

届出の時間は、午前8時30分から午後5時までです。

6. 受付の順序

立候補の受付の順序は、告示の日の午前8時30分までに受付場所に到着した者については、到着順序によらず「くじ」により定めます。

7. その他の注意事項

選挙長に立候補届出を提出する際には、記名押印で届出された場合には、必ず立候補届出に押印された印鑑を持参してください。立候補届出の記載事項が不備で訂正を要する際、必要となります。また、届出後の諸交付物資の受領印としても必要です。

8. 候補者に交付される物品、証明書等

立候補の届出が有効に受理されると次の物品及び証明書等が交付されます。

(交付物品)

No.	種類	数量	使用方法
1	選挙運動用自動車(船舶)表示板	1	自動車の冷却器の前面又は船舶操舵室の前面に常時掲示
2	選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機マイクロフォンの下部に常時掲げる
3	街頭演説用標旗	1	街頭演説を行う場合に掲げる
4	選挙運動員(乗車・船)乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗車する場合に着用
5	選挙運動員(街頭演説)用腕章	11	街頭演説に従事する者が着用

(交付証明書等)

No.	種類	数量	使用方法
1	選挙運動用通常葉書使用証明書	1	選挙運動用葉書の買受又は手持ちの葉書に「選挙用」の表示を受ける場合に郵便局に提出
2	選挙郵便物差出票	長40 議10	選挙運動用葉書を郵便局に差し出す場合に添付
3	新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に広告申込みをする場合に提出
4	認定書(通称認定)	1	申請して認められた候補者に交付

(諸届出等)

No.	種類	数量	使用方法
1	選挙事務所設置届	1	選挙事務所を設置した場合、直ちに石垣市選挙管理委員会に提出
2	選挙事務所異動届	1	選挙事務所を異動した場合、直ちに石垣市選挙管理委員会に提出
3	出納責任者選任届	1	出納責任者を選任し、石垣市選挙管理委員会に提出
4	報酬を支給する者の届出書	1	選挙に使用する事務員等で、報酬を支給する者を石垣市選挙管理委員会に提出
5	公営施設使用の個人演説会開催申請書	1	開催予定日の2日前までに石垣市選挙管理委員会に申出

6	選挙立会人届出書	1	当該選挙区内の選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て選挙長に提出
7	選挙立会人承諾書	1	選挙立会人届出書に添付
8	選挙運動用収支報告書	1	選挙期日から15日以内(9月28日(月))までに石垣市選挙管理委員会に提出
9	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	収支報告書に、領収書等が添付できない場合にこれを添付
10	選挙運動費用収入簿・支出簿	各1	収支報告書の作成の補助簿として使用 ※提出不要→3年間要保存

(注) 1 交付物品、証明書類は原則として再交付しませんので交付を受けた際は、全部揃っているか必ず確認してから受け取ってください。万が一紛失した場合は、警察署へ紛失届を提出してください。

なお、交付物品、証明書類を他人に譲渡してはいけません。また、立候補を辞退した場合は、その交付物品、証明書類は直ちに石垣市選挙管理委員会へ返還してください。

2 交付物品の見本及び証明書類の様式を別添の「参考資料」に記載してあるのでご参照ください。

9. 立候補の辞退

候補者が翻意して立候補を辞める場合は、選挙長に、文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。

候補者を辞退することができるのは、立候補届出の期日(9月6日(日)午後5時まで)に限られます。

期日内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても候補者として取扱いを受けます。

Ⅲ. 立会人の届出

選挙の立会人には、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人がありますが、そのうち投票立会人については、石垣市選挙管理委員会が選任します。

また、開票立会人及び選挙立会人については、候補者から届け出ることになっており、今回の選挙は開票と選挙会を併せて行うため、開票立会人を選挙立会人が兼ねることになります。

1. 開票立会人(選挙立会人が兼ねるため届出不要)

開票立会人は、投票の効力の判定等開票事務が公正に執行されるように監視するとともに、候補者の利益代表的役割を果たすものであるため、原則として候補者から届出のあった者をあてることになります。

2. 選挙立会人

選挙立会人は、公益代表として当選人決定の手続きの公平な執行を監視するとともに、候補者の利益代表的役割を果たすものであるため、原則として候補者から届出のあった者をあてることになります。届出については次のことに留意してください。

- (1) 選挙立会人となるべき者は、石垣市の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。
- (2) 届出は、候補者が行うことになっています。この場合、本人(立ち会う者)の承諾を得ておかなければなりません。
- (3) 届出先は、石垣市議会議員一般選挙の選挙長です。
- (4) 届出の期限は、選挙の期日前3日(9月10日(木))の午後5時までです。

3. 選挙立会人の数

まず候補者から届出のあった選挙立会人の数が10人を超えるときは「くじ」をもって10人とし、次に同一の政党その他政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上であるときは「くじ」で定めた2人以外の者は立会人となるできません。

また、選挙立会人は少なくとも3人必要ですが、次の理由により3人に達しない場合は、選挙長が3人に達するまで選任することになります。

- (1) 候補者からの届出による立会人が3人に達しないとき
- (2) 立会人が届出期限の日以降、選挙会当日まで3人に達しなくなったとき

IV. 届出書類の一覧表及び記載例

届出書類の名称、提出時期、提出先等は、次の表のとおりです。

なお、書類の名称の「○」印は、必ず提出するもので、他は事由が生じた場合に提出又は届け出ることになります。

(立候補届出関係)

No.	書類の名称	提出時期	提出先(受付場所)
1	○石垣市議会議員一般選挙候補者届	告示日(9月6日(日))	選挙長(立候補届出会場)
2	○供託証明書(供託所が発行) (市議30万円)	〃	〃
3	○宣誓書	〃	〃
4	○戸籍謄本又は抄本	〃	〃
5	○住民票謄本又は抄本	〃	〃
6	所属党派証明書(政治団体発行)	〃	〃
7	立候補届出代理人証明書	〃	〃
8	通称認定申請書	〃	〃

(諸届出関係)

No.	書類の名称	提出時期	提出先(受付場所)
1	選挙事務所設置届	設 置 後 直 ち に	委員長(立候補届出会場)
2	選挙事務所異動届	異 動 の 都 度	委員長(選挙管理委員会)
3	○出納責任者選任届	告示日(9月6日(日))	委員長(立候補届出会場)
4	出納責任者異動届	異 動 の 都 度	委員長(選挙管理委員会)
5	報酬を支給する者の届出書	選 任 後 直 ち に	〃
6	公営施設使用の個人演説会 開催申出書	開 催 日 前 2 日 ま で	〃
7	選挙立会人届出書 選挙立会人承諾書	選 挙 期 日 前 3 日 ま で	選挙長(選挙管理委員会)
8	候補者連絡場所届	告示日(9月6日(日))	委員長(立候補届出会場)

石垣市議会議員一般選挙候補者届

候補者	ふりがな 氏名	いしがき たろう 石垣 太郎	性別	男
本籍	沖縄県〇〇郡〇〇村字〇〇123番地4			
住所	沖縄県石垣市〇〇432番地1		※選挙期日(9月13日)現在の満年齢を記入すること	
生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日(満 〇〇 歳)			
党派	〇 △ × 党	※通常元号を使用すること	職業	〇〇株式会社 代表取締役
選挙	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日執行 石垣市議会議員一般選挙			
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名				
一のウェブサイト等のアドレス	※公職選挙法施行規則の一部改正する省令(令和7年6月27日総務省令第64号)にて新設			
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派(政治団体)証明書 4 戸籍の謄本又は抄本 5 住民票の謄本又は抄本 6 通称認定申請書			
※候補者の戸籍名を記入する 自署又は記名押印のいずれかでよい				

※戸籍・住民票と一致すること

※正式名称を使用すること
なお、所属党派証明書が添付されないものは「無所属」と記入する

※具体的に記入すること

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

氏名

石垣 太郎

石垣市議会議員一般選挙

※住民票の住所と一致すること
「石垣市〇〇432-1」のように省略しない
立候補届出に記入する候補者の本名と一致すること

供託書(雑)

申請年月日 令和 年 月 日

供託所の表示 那覇地方務局石垣市局

供託者の住所氏名 沖縄県石垣市〇〇432番地1
石垣 太郎
※代理人による供託のときは、代理人の住所氏名も記入
代理人が押印すること

被供託者の住所氏名 石垣市

供託金額 百十 億千百 十萬千 百十 円
¥ 3 0 0 0 0 0

法令条項 公職選挙法第92条第1項 令和 年度金第 号

供託の原因たる事実 供託者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に行われる予定の石垣市議会議員一般選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため、供託する。

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権

2. 反対給付の内容

備考 官庁の名称 石垣市議会議員一般選挙選挙長

※市議選30万円

上記供託を受理する。
供託金を 年 月 日まで日本銀行 における供託所口座に
払い込まれたい。同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。
令和 年 月 日
〇〇法務局〇〇支局
供託官 〇〇 〇〇 印

※那覇地方務局の場合
は様式が異なる

供託金の受領を証する。
令和 年 月 日
日本銀行 印

※立候補届出書類の事前審査開始前
に供託を済ましておくこと

宣 誓 書

私は、令和 8 年 9 月 13 日執行の石垣市議会議員一般選挙の期日において公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する住所に関する要件を満たす者であること及び公職選挙法第 86 条の 8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第 1 項、第 87 条（重複立候補等の禁止）第 1 項、第 251 条の 2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第 251 条の 3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により、同選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

※立候補届出日を記入する

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住 所 沖縄県石垣市○○4 3 2 番地 1

候補者氏名 石垣 太郎

所 属 党 派 証 明 書

住 所 沖縄県石垣市〇〇432番地1

氏 名 石垣 太郎

上記の者は、本政党(政治団体)に所属する者であることを証明する。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

政党名(支部名)

(政治団体名) 〇△×党沖縄支部

代表者氏名

(支部長又は責任者) 〇〇 〇〇

〇△×
党沖縄
県支部
長之印

無所属の場合は、この証明書は不要です。

立候補届出代理人証明書

代理人 八重山 一郎

住 所 沖縄県石垣市〇〇5 6 7 番地8

上記の者は、令和 年 月 日執行の石垣市議会議員一般選挙において、本人に代わって立候補届出をする者であることを証明します。

※立候補届出日を記入する

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

候補者氏名 石垣 太郎

通称認定申請書

候補者 氏名 ふりがな いしがき たろう
石垣 太郎

呼称 ふりがな
(通称) イシガキ たろう
太郎

※カタ仮名又はひら仮名については
ふりがなは不要である

令和 年 月 日執行の石垣市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 年 月 日

※立候補届出日を記入する

住 所 沖縄県石垣市〇〇432番地1

候補者氏名 石垣 太郎

石垣市議会議員一般選挙
選挙長 〇〇 〇〇 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提出しなければならない。

V. 選挙運動

1. 選挙運動の期間(法129条)

(1) 選挙運動は、立候補の届出のあった日(立候補届出が受理されたとき)から選挙の期日の前日まででなければなりません。

(2) 選挙の当日は、選挙運動は禁止されますが、次の行為に限り例外として許されます。

ア 投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り選挙事務所を設置すること。

イ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を3箇並びにちょうちん1箇を掲示すること。

ウ 選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

※ ただし、候補者等の氏名等を表示する政治活動のために使用されるポスター(いわゆる事前ポスター)については、任期満了による選挙の場合、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、またそれ以外の選挙については、当該選挙を行うべき事由の生じた旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間は、ポスターの掲示は禁止されています。

(3) 選挙の期日後は、当選落選に関し挨拶行為をすることが制限されています。

2. 選挙事務所(法130条、131条、132条)

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務をある程度継続的、かつ総合的に取り扱う一切の場所的設備をいうもので、単に一回限り演説の打ち合わせをすとか、あるいは単にポスター等を保管しておく場所にすぎないような場合には選挙事務所とはいえません。選挙事務所であるかどうかは、個々の具体的な場合に依じて実態に即して判断されます。

したがって、名称が何であっても、その実績が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所とみなされます。

また、連絡所というような名称を有するものについても同様にその実態によって判断されます。

(1) 選挙事務所を設置できる者は、候補者に限られます。

(2) 選挙事務所を設置したときは、直ちに石垣市選挙管理委員会に届け出なければなりません。

(3) 設置できる選挙事務所の数は、候補者1人につき1カ所です。

(4) 選挙当日(投票日)は、投票所の入口から直線距離で、300メートル以内にある選挙事務所は閉鎖しなければなりません。

3. 休憩所等の禁止(法133条)

休憩所その他これに類する設備は選挙運動のために設けることはできません。休憩所とは、休憩を主たる目的として設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類する設備とは、設備構造その他の点で休憩所という程度ではないが、これに類するものをいい、選挙運動のために設けるものであれば選挙運動員、労務者の用に供すると、又一般選挙人のために設けることを問わず一切禁止されます。

4. 選挙運動を禁止される者

(1) 選挙事務関係者(法135条)

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員(法136条)

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員及び警察官、収税官吏及び徴税の吏員等は選挙運動をすることができません。

(3) 公務員等の地位利用による選挙運動(法136条の2)

国又は地方公共団体のすべての公務員及び公社、公庫等の役員、職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

(4) 教育者の地位利用による選挙運動(法137条)

教育者(学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう)は、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する児童・生徒及び学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいう。直接児童・生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合を含みます。

(5) 年齢満18歳未満の者(法137条の2)

年齢満18歳未満の者は選挙運動をすることはできません。また、何人も未成年者を利用して選挙運動をすることはできません。ただし、選挙運動のための労務(例えば単なるポスターはり)に使用することは差し支えありません。

(6) 選挙犯罪者(法137条の3)

選挙犯罪や政規法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切の選挙運動をすることはできません。

5. 特殊な選挙運動方法の禁止

(1) 戸別訪問(法138条)

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって個別に訪問する行為は一切禁止されています。

なお、選挙運動のために個別に演説会もしくは演説を行うことについて告知することや、特定の候補者の氏名又は政党その他政治団体の名称を言い歩くことも禁止されています。

(2) 署名運動の禁止(法138条の2)

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されています。

(3) 人気投票の公表の禁止(法138条の3)

何人も選挙に関する事項を同期とし、公職につくべき者を予想する人気投票の結果を公表することは禁止されています。

(4) 飲食物の提供の禁止(法139条)

ア 何人も選挙運動に関し飲食物(湯茶およびこれに伴い、通常用いられる程度の菓子を除く)を提供することは、それがいかなるものであっても原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞いとして候補者等に飲食物を提供することが禁止されています。

イ 選挙運動員と選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で選挙事務所で渡すものだけは提供できます。

しかしこの弁当については、次のような制限があります。

(ア) 立候補の届出日後から投票日の前日までの間に提供するものであること。

(イ) 弁当の価格は、1食当たり1,500円、1日につき4,500円以内であること。

(ウ) 提供できる弁当の数は、選挙運動期間を通じて315食分(1日15人分×3食×7日)以内であること。

(5) 氣勢を張る行為の禁止(法140条)

何人も選挙運動のために自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

(6) 連呼行為の禁止(法140条の2)

何人も選挙運動のために連呼行為をすることはできません。

ただし、次の場所においてする場合には一定の制限のもとにできます。

ア 演説会場においてする場合には、演説の直前、直後及び開催中

イ 街頭演説の場所において、演説の前後又はその合間

ウ 午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合

※この場合、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においてはマイクの音量などを落とすなどして、授業や療養に支障のないように静穏の保持に努めなければなりません。

6. 選挙運動用の自動車

主として選挙運動のために使用される自動車は、その種類及び使用方法に次のような制限があります。

(1) 使用できる自動車(法141条⑥)

乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のもの。

「(令和7年法律第20号)公職選挙法の一部を改正する法律」により、選挙運動用自動車の規格制限が簡素化されました。

(2) 使用できる数(法141条①)

主として選挙運動に使用できる自動車の数は、候補者1人につき1台に限られます。

(3) 表示(法141条⑤)

主として選挙運動のために使用される自動車には、その冷却器の前面に石垣市選挙管理委員会が交付する表示板(選挙運動用自動車表示板)を使用中常時掲示しなければなりません。

(4) 自動車の乗車制限(法141条の2)

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手のほか、石垣市選挙管理委員会が交付する乗車用腕章をつけた4名を超えてはいけません。

(5) 車上の選挙運動の禁止(法141条の3)

停止した自動車の上における選挙運動のための演説や連呼行為を除き、車上の選挙運動は禁止されます。

7. 選挙運動用の拡声機(法141条)

(1) 主として選挙運動のために使用できることができるものは、候補者1人につき1揃いに限られています。このほかに、個人演説会または、いわゆる幕間演説の開催中その場所において別に1揃い使用できます。同時に2カ所以上で個人演説会を開催するときは、それぞれの会場で1揃い使用できます。

(2) 表示(法141条⑤)

主として選挙運動のために使用する拡声機には、石垣市選挙管理委員会が交付する表示板(選挙運動用拡声機表示板)を送話口の下部に使用中常時掲示しなければなりません。

個人演説会等で開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

8. 選挙運動用通常葉書及びビラの頒布(法142条)

(1) 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために頒布することができる通常葉書の枚数、入手方法等については次のとおりです。

ア 枚数

頒布できる通常葉書の枚数は、石垣市議会議員一般選挙は1人につき2,000枚です。

イ 入手方法等

立候補届出の際、選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を指定された郵便局(八重山郵便局)に掲示して選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受けるか、または手持ちの官製葉書又は私製葉書を立候補の届出を前にあらかじめ準備しておき、その葉書に上記の証明書をつけて指定された郵便局に差し出して、選挙用の表示を受けてください。

ウ 使用方法

選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することはもちろん第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、その記載内容についても制限はありません。

選挙運動用葉書を同一世帯にいる数人の選挙人、例えば、夫婦に対して連名で出す等、通常の方法による場合は差し支えないが、会社や工場等選挙人が多数集合しているところに対し、「〇〇会社御中」とか「〇〇課御一

同様」と記載し郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に触れることになります。

エ 発送方法

選挙運動用の通常葉書を発送するときは、郵便局の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に出さなければなりません。そのとき「選挙郵便物差出票」を添えて提出してください。

直接ポストに投函したり、郵便によらない方法、たとえば路上等で通行人に手渡すとか、人を使って配布させることはできません。

(2) 選挙運動用ビラ

選挙運動のためのビラについては、石垣市選挙管理委員会の交付する証紙を貼り付けし頒布することができます。(交付を受けた証紙は他人に譲渡できません。)

ビラの種類及び枚数等については次のとおりです。

ア 種類 2種類以内

イ 枚数 石垣市議会議員一般選挙(4,000枚)

ウ 大きさ 各選挙とも長さ29.7cm、幅21cm(A4判)以内

エ 記載内容

- ・ビラの表面には頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び所在地)を記載する必要がある。
- ・特段の制限もなく、1枚の紙の両面に印刷することや色刷りすることなどが可能である。

オ 頒布方法等 次の方法に限られる。また、散布は禁止される。

(ア)新聞折込による頒布

(イ)選挙事務所内における頒布

(ウ)演説会の会場内における頒布

(エ)街頭演説の場所における頒布

9. 選挙運動用ポスター

(1) ポスターの規格(法143条⑬)

選挙運動用ポスターの大きさは、個人演説会の告知の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内。

「(令和7年法律第20号)公職選挙法の一部を改正する法律」により、選挙運動用ポスターの規格が統一され、それに伴い、個人演説会告知用ポスターが廃止されました。

(2) ポスターの掲示(法144条の2)

選挙運動用ポスターは、石垣市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場(135カ所)に、1カ所につき1枚をあらかじめ決められた区画に掲示することになります。その他の場所には一切掲示することができません。したがって、電柱とか、個人の家、塀等に掲示することは違法となります。

(3) ポスターの記載内容(法144条⑤、144条の4の2)

選挙運動用ポスターの表面に、候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければなりません。また、候補者は責任を自覚し、掲示場に掲示されるポスターとして品位を損なう内容を記載してはなりません。

また、ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人の場合は、その所在地と法人名)を記載しなければなりません。

なお、選挙運動用ポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処されます。

「(令和7年法律第20号)公職選挙法の一部を改正する法律」により、選挙運動用ポスターの品位保持のための記載に関する義務、営業宣伝に係る罰則が新設されました。

10. 選挙事務所に掲示できる文書図画(法143条)

選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、看板の類及びちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格(法143条⑦⑨⑩)

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3個に限られます。通じて3個とは、ポスター1枚、立札1枚、看板1枚というようにその数の合計が3を超えないことです。また、これらの立札及び看板の大きさは、縦350cm、横100cmを超えてはいけません。

ちょうちんの類は、1個に限り掲示することはできますが、その規格は高さ85cm、直径45cm以内です。

(2) 記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。従って、選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に付随的な政見等を記載したり、候補者用の写真等を貼り付けることは差し支えありません。

1 1. 選挙運動用自動車等に使用する文書図画

選挙運動のために使用される自動車、船舶に、ポスター、立札、看板の類及びちょうちんの類を取り付けて使用することができます。

(1) 数量及び規格(法143条⑨⑩)

ポスター、立札及び看板の類には枚数の制限はないが、規格は縦273cm、横73cm以内です。

ちょうちんの類は1個に限られ、規格は高さ85cm、直径45cm以内です。

(2) 記載内容

記載内容について、別段制限はありません。

(3) 看板等の掲示

選挙運動用自動車の外周に看板、ポスター等の文書図画を掲示することは許されていますが、その取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、自動車に看板等を掲示したときは、警察署に看板等を掲示した実物を見せてその指示を得ておくことが適当です。

1 2. 個人演説会で使用する文書図画(法143条)

個人演説会において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板の類及びちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格(公職選挙法第143条⑨⑩)

ポスター、立札及び看板の類は、会場内では枚数に制限はありませんが、会場外(会場の一部で、入口等)では通じて2個掲示できます。

ちょうちんの類は、会場内か会場外に1カ所に限り掲示できます。

規格は、ポスター、立札、看板の類は、縦273cm、横73cm以内です。ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cm以内です。

(2) 記載内容(令110条)

記載内容について、別段制限はありませんが、その表面に掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

(3) 掲示できる期間(法143条の2)

演説会場内に掲示したポスター、立札、看板の類及びちょうちんの類は演説会の開催中に限られ、演説会の終了後は直ちに撤去しなければなりません。

13. 候補者が使用する たすき、胸章及び腕章の類(法143条)

候補者は選挙運動のために、たすき、胸章及び腕章の類を使用することができます。たすき、胸章及び腕章の類には、ハチマキ、帯等が含まれるが、いわゆるハッピー、前掛けのようなものは含まれません。なお、記載内容の制限はなく、また規格についても制限はないが、社会通念上認められるような大きさでなければなりません。

14. 新聞広告(法149条)

候補者は選挙運動の期間中2回に限り、選挙に関し新聞広告を有料で掲載することができます。(別々の新聞に1回ずつ、又は同じ新聞に2回掲載可。)

(1) 規格及び内容(規則19条)

広告の規格は横9.6cm、縦2段組み以内で、広告の場所は記事下に限り色刷りは認められません。

(2) 掲載手続き(規則20条)

新聞広告をしようとするときは、立候補届出の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を広告原稿とともに希望する新聞社に提出してください。

なお、広告を掲載できる期間は、立候補届出の日から選挙の期日の前日までです。

15. 選挙運動放送の制限(法151条の5)

何人も選挙運動のため放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む)を使用して放送をし、又は放送させることはできません。

16. 個人演説会(法161条)

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とがあります。開催回数について、制限はありません。

個人演説会では、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができますし、録音盤を使用して演説することもできます。

(1) 公営施設使用の個人演説会(法161条、163条、164条)

ア 使用できる施設

使用できる施設は、学校、公民館(社会教育法にいう公民館)地方公共団体の管理する公会堂及び石垣市選挙管理委員会が指定する施設です。使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません。

イ 施設の使用料

候補者1人について、同一施設ごとに1回限り無料となります。

ウ 開催手続き

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には、立候補の届出後に開催予定日前2日までに「個人演説会開催申出書」を石垣市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

(2) その他の施設使用の個人演説会(法161条の2)

候補者は、公営施設以外の施設(地域の集会場)を使用して個人演説会を開催することができます。この場合、候補者はその施設の管理者の承諾を得ればよいことになります。

17. 街頭演説(法164条の4、164条の5、164条の6、164条の7)

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(例えば公園、空き地等)で多数の人に向かって選挙運動のために演説することをいいます。

(1) 街頭演説は、演説者がその場所に立ち止まって、石垣市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行わなければなりません。

(2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は石垣市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。

(3) 街頭演説においては、録音盤を使用することができます。

(4) 街頭演説は、午後8時から翌日の午前8時までの間はできません。また、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

18. 連座制

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者又は組織的選挙運動管理者等が買収罪の悪質な選挙違反を犯し刑に処せられた場合には、例えば候補者や立候補予定者が買収の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、選挙の当選が無効となるとともに立候補制限が科せられます。

(1) 総括主宰者、出納責任者又は地域主催者の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

一 連座制その1 (法210条、211条、251条の2、251条の5)

①総括主催者(選挙運動に関する事実上の総参謀)、②出納責任者、③地域主宰者(選挙区を3個以内に分けて選挙運動をした場合において、そのうち1又は2の地域において選挙運動を主宰すべき者として総括主宰者により定められ、かつ、その地域において選挙運動を主宰した者)が、法第221条(買収及び利害誘導罪)、法第222条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、法第223条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、法223条の2(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられた場合(執行猶予を含む)、又は出納責任者が法第247条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し、すなわち、選挙運動用の支出制限額を超えて支出をし、又はさせたことによりこれらの者が刑に処せられた(執行猶予を含む)旨の通知を受けた日から30日以内に、高等裁判所にこれらの者が総括主宰者に街頭しない等を理由とし、当選が無効とならないこと、又は立候補制限を受けないことの確認を求める訴訟を提起し勝訴しない限り、その候補者であった者の当選は無効となり、5年間の立候補制限が科せられます。

(2) 候補者や立候補予定者の親族又は秘書の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

一 連座制その2 (法211条、251条の2、251条の5)

候補者や立候補予定者の父母、配偶者、子もしくは兄弟姉妹又は候補者や立候補予定者の秘書で、候補者や立候補予定者、総括主宰者もしくは地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした者が、法第221条、222条、223条の2の罪を犯し禁固以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)は、その候補者等であった者の当選は無効となるとともに、候補者や立候補予定者に5年間の立候補制限が科せられます。

この場合、(1)と異なり、この選挙犯罪に関する刑事裁判が確定したからといって直ちに当選が無効となるわけではありません。すなわち、刑事裁判が確定すると、検察官は確定の日から30日以内にその候補者や立候補予定者であった者を被告として高等裁判所に対し、これを理由とする当選無効や立候補制限に関する訴訟を提起しなければなりません。この訴訟の結果、候補者や立候補予定者であった者の当選が無効となることと立候補制限が科せられることが確定します。

(3)組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、
立候補制限が科せられる場合

ー 連座制その3(法211条、251条の3、251条の5)

組織的選挙運動管理者等(候補者や立候補予定者と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案もしくは調整又は選挙運動に従事する者の指揮もしくは監督その他選挙運動の管理を行う者)についても買収罪等の悪質な選挙違反の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられた場合(執行猶予を含む)には、その候補者であった者の当選は無効となるとともに5年間の立候補制限が科せられます。

この組織的選挙運動管理者とは、組織により行われる選挙運動において選挙運動の計画・作戦の立案調整、情報の収集分析、運動員の指揮監督、資金の調達等の管理を行う人をとらえる概念であり、一定の地域あるいは一定の分野の全部又は一部において、組織により行われる選挙運動の中心となって取りまとめている人それを補佐する立場の人、それらの者と一緒になって選挙運動の重要な部分を相当する参謀格の人など、選挙運動を行う組織の構成員の選挙運動のあり方を決定し、実行させる行為を行う人をいいます。

例えば、組織を活用して選挙運動を行う政党、後援会、労働組合、宗教団体、同窓会などの上層部はもちろん、地域支部、職域支部、青年部、婦人部における選挙運動において、選挙運動全体の計画を立てる人、ビラ配りの計画を立てる人、電話作戦に当たる人の指揮監督を行う人、選挙運動事務従事者への弁当の手配を行う人など、あらゆる分野を担当する末端の責任者もこれに当たります。

VI. 選挙運動費用

1. 出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うべき人が出納責任者です。立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の届出を石垣市選挙管理委員会に提出しなければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をすることはできません。

(1) 出納責任者の選任(法180条)

出納責任者は、一般的には候補者が選任しますが、候補者自ら出納責任者となることもできます。

(2) 出納責任者の職務(法185条、189条)

出納責任者は、会計帳簿(収入簿と支出簿)を作成し備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。なお、出納責任者は候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入支出に関する事項を記載した報告書を選挙の期日後15日までに石垣市選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合には、領収書の写しを添付する必要があります。寄附については営利行為でないことから領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償

(1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者(いわゆる運動員)及び選挙運動に使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的支援(例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等)で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動に従事する者に対して弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては、食事量を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。実費弁償はあくまで実費として支出がなされたものに対して、実費弁償されるものでなければなりません。

(2) 実費弁償の制限額(法197条の2、令129条)

選挙運動に従事する者及び労務者に支給する実費弁償の額について、次の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これを超えて支給すると買収の推定を受ける恐れがあります。

ア 選挙運動の制限額

選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる額

(ア) 鉄道賃…鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船 賃…水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 車 賃…陸路旅行について、路程に応じた実費額

(エ) 宿泊料…1夜につき23,000円(食事料2食分含む)

(オ) 弁当料…1食につき1,500円、1日につき4,500円

※ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償としてできる弁当料は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額です。

(カ) 茶菓料…1日につき1,000円

イ 選挙運動のため使用する労務者1人に対して支給することができる額

(ア) 鉄道賃、船賃及び車賃…上記ア(ア)(イ)(ウ)と同額

(イ) 宿泊料…1夜につき20,000円(食事料を除く)

3. 報酬の支給(法197条の2、令129条)

報酬とは、一定の役務に対する給付をいうものであつて、選挙運動のため使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者等に限って支給することができます。

(1) 選挙運動のため使用する労務者1人に対し支給することができる報酬額

ア 基本日額…10,000円以内

イ 超過勤務手当…1日につき基本日額の5割以内

(2) 選挙運動のため使用する事務員1人に対し支給することができる報酬額

「選挙運動のため使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいうものであり、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の中心的存在である者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。「専ら車上における選挙運動のため使用する者」とは、いわゆる「ウグイス嬢」のように、選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者です。

ア 支給できる期間(法197条の2②)

立候補届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で石垣市選挙管理委員会に届け出たときから選挙の期日の前日までの間

イ 員数(法197条の2②、令129条③⑧)

各選挙ごと1日につき、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者を通じて次に掲げる員数の範囲内です。ただし、アの期間を通じて最大限、次に掲げる員数の5倍を超えない延べ員数、すなわち()内の人員まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

市議会議員一般選挙 9人(延べ員数 45人)

(3) 支給額

ア 事務員…1人1日につき15,000円以内

イ 車上運動員、手話通訳者、要約筆者…1人1日につき20,000円以内

※ア、イとも、超過勤務手当を支給することはできません。

4. 選挙運動費用の制限額(法194条、196条、令127条)

選挙運動のために使用できる費用の最高額(法定制限額)は、選挙の期日の告示があった後、直ちに告示されます。

石垣市議会議員一般選挙の算定額は、その選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)で、その選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数に、人数割額(501円)を乗じて得た額と固定額(220万円)を合算した額が制限額となります。

・法定制限額 = A + 220万円(固定額)

$$A = \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額(501円)}$$

ただし、Aが固定額の2倍に相当する額を超えるときは、Aは固定額の2倍に相当する額。

※Aの額の100円未満の数は、100円に切り上げる。

(参考)令和8年6月1日の定時登録者数(39,323人)に基づき選挙運動費用の制限額を算出すると次のとおりになります。

・石垣市議会議員一般選挙 3,095,500円

5. 選挙運動に関する収入及び支出(法179条)

(1) 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の收受、その他收受の承諾又は約束をいう」こととされ、金銭の收受だけでなく財産上の利益の享受も収入となる。

例えば、無償で選挙事務所を借りた場合などは、通常支払うべき借上料を寄附として収入に計上しなければなりません。

(2) 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう」こととされ、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した費用もここに該当する。また、新聞広告に関する費用も支出とみなされる。なお、供託金は選挙運動費用には算入されない。

6. 選挙運動費用収支報告書の提出

(1) 提出期限

選挙期日後15日以内に石垣市選挙管理委員会に持参し、直接提出しなければなりません。なお、第1回の報告書提出後に、寄附その他の収入及び支出があったときは、その分についてのみ、その収入があったときから7日以内に前回の合計額に加算して提出してください。

(2) 収入簿及び支出簿への記載

選挙運動の費用として収入され、支出されたものは、その都度収入簿及び支出簿に記載し、記録しておくこと。

なお、この帳簿は提出する必要はありません。

(3) 収入報告書の作成

収入簿及び支出簿に記載したものを、収支報告書の「収入の部」及び「支出の部」に整理し記載してください。

なお、支出は次の項目に分けた用紙にそれぞれ記載してください。

ア 人件費…労務者、事務員、車上運動員に対する報酬

イ 家屋費…(ア)選挙事務所費として、その借上料

(イ)集合会場費として個人演説会場の借上料等に再分類

ウ 通信費…郵便料、電話料等

エ 交通費…運動員等の交通費

オ 印刷費…ポスター及び葉書等の印刷に要した費用

カ 広告費…立札、看板、たすき、拡声機等の費用で、選挙運動用自動車上の看板等も含まれる。

- キ 文具費…筆記用具、紙、その他選挙事務所で使用した消耗品代等
- ク 食糧費…湯茶及び茶菓子や法律で認めた範囲で支給される弁当等に要した費用
- ケ 休泊費…休憩及び宿泊に要した費用
- コ 雑 費…アからケ以外の諸費、電気代、ガス代等

以上10項目に分類し、「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜この10項目の中に当てはめて支出の月日順に明細を記載しなければなりません。

なお、記載要領について、詳しくは次ページ以降の記載例を参照してください。

(4) 選挙運動の費用とみなされないもの

次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

なお、供託金は選挙運動費用ではありません。

- ア 立候補の準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ウ 候補者の乗車する車両等のために要した支出
- エ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のため要した支出
- オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- カ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出(車上の看板等は除く)

選挙運動費用収支報告書

1 令和○年○月○日執行 石垣市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 住所 沖縄県石垣市○○432番地1

※立候補届出書に記載した住所・氏名

※最初の収入があった日

氏名 石垣 太郎

3 令和○年○月○日 から ○月○日まで(第1回分)

4 収入の部

※収支報告書の提出日

月日	金額又は 見積額(円)	種別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄 附及びその他 の収入の見積 の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	100,000	寄附	石垣市○○123-4	A野 太郎	会社役員		
○月○日	50,000	寄附	石垣市○○463	B野 太郎	農業		
○月○日	600,000	寄附	石垣市○○77-7	●●党			公認料
○月○日	30,000	寄附	石垣市○○475	C野 太郎	会社役員	机4、椅子12 15,000円×2日	備品借上料 無償
○月○日	80,000	寄附	石垣市○○40	A野 次郎	会社員		
○月○日	600,000	その他の収入					借入金

※①無償の場合、
同額が支出に計
上される。

②金銭以外の収
入は、数・金額
見積の根拠を記
載する。

※1件1万円を超える収入は
各件ごとに記載

※「寄附」と「その他の収入」に区別

※1件1万円を超える
「その他の収入」は
内容を明記する。

(会社等の寄附の制限) 政治資金規正法第21条

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体
以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

○月○日	35,000	寄附					※1件1万円以下の収入は「寄附」「その他の収入」ごとに各収入日の合計を記載する。 「寄附」は件数を備考欄に記載する。
○月○日	10,000	寄附	石垣市〇〇563	D野 太郎	会社員	1日1万円	1万円以下9件
○月○日	700,000	その他の収入					労務無償提供
○月○日	700,000	寄附	石垣市〇〇2-6	石垣太郎後援会	政治団体		自己資金
							※候補者本人

※1件1万円を超える「寄附」は各件ごとに、住所(事務所の所在地)、氏名(団体名)、職業を記載する。

計	寄 附	1,605,000	※第2回報告がある場合に、第1回に報告した金額を記載する。				
	その他の収入	1,300,000					
	計	2,905,000					
前回計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄 附	1,605,000					
	その他の収入	1,300,000					
	計	2,905,000					

※労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の報酬。ただし、実費弁償は食糧費に入る。また、選挙運動用自動車の運転手の雇料は含まない。

5 支出の部

(1) 人件費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	50,000	選挙運動	労務者報酬	石垣市○○563	D野 次郎	会社員	1日のみ 無償労務	1日10,000円 ×5日
○月○日	75,000	選挙運動	事務員報酬	石垣市○○2番地3	B野 一郎	無職		1日15,000円 ×5日
○月○日	90,000	選挙運動	事務員報酬	石垣市○○135	E野 次郎	学生		1日15,000円 ×6日
○月○日	140,000	選挙運動	車上運動員報酬	石垣市○○77	E野 花子	学生		1日20,000円 ×7日
計	355,000		立候補準備のための支出		0	選挙運動のための支出	355,000	

※選挙運動事務等は、「報酬を支給する者の届出」に記載されていなければ支出できない。

※選挙事務所に要する費用と、会場等使用に要する費用に分ける。
選挙事務所借上料、備品借上料、電話架設費用、個人演説会場使用料等が考えられる。

5 支出の部

(2) 家屋費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
選 挙 事 務 所 費								
○月○日	30,000	立候補準備	備品借上料	石垣市○○475	C野 太郎	会社役員	机4、椅子12 15,000円×2日	無料借上
○月○日	120,000	立候補準備	事務所借上料	石垣市○○11	F野 三郎	商業		借上期間1ヵ月
○月○日	45,000	立候補準備		石垣市○○330	G電報電話局			臨時電話3台
集 合 会 場 費								
○月○日	8,700	選挙運動		石垣市○○20	G会館			
計	203,700		立候補準備のための支出	195,000		選挙運動のための支出	8,700	

5 支出の部

※電話、封筒等通信に要する費用

(3) 通信費

月 日	金額又は 見積額(円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	11,000	選挙運動	通信用切手	石垣市○○15	H郵便局			110円×100枚
○月○日	35,390	選挙運動	電話借上料 及び使用料	石垣市○○330	G電話局			
計	46,390		立候補準備のための支出	0	選挙運動のための支出		46,390	

※運動員等のバス賃、タクシー賃等。ただし候補者分は、選挙運動費用とみない。
また、選挙運動用自動車に関する費用(借上料、ガソリン代、運転手雇用料)も、
選挙運動費用とみない。

5 支出の部

(4) 交通費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	2,320	選挙運動	労務者車賃	石垣市○○563	D野 次郎	会社員		
○月○日	34,890	選挙運動	連絡者 ガソリン代	石垣市○○800	Fガソリンスタンド			
○月○日	1,490	選挙運動	運動員 タクシー代	石垣市○○2番地3	B野 一郎	無職		
計		38,700	立候補準備のための支出		0	選挙運動のための支出		38,700

5 支出の部

※ポスター、葉書の印刷費が主である。

(5) 印刷費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	492,000	立候補準備	法定ポスター 印刷代	石垣市○○900	J印刷所			○○○枚 ○月○日支払
○月○日	283,000	選挙運動	法定葉書 印刷代	石垣市○○1000	K印刷所			
計	775,000		立候補準備のための支出	492,000		選挙運動のための支出	283,000	

5 支出の部

※立札、看板、たすき、拡声機等の費用
選挙運動用自動車上の看板等も含まれる。

(6) 広告費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	15,000	立候補準備	拡声機借上	石垣市○○7	Lリース商会			
○月○日	2,000	立候補準備	たすき代	石垣市○○40	M洋裁店			
○月○日	17,000	立候補準備	事務所用看板	石垣市○○50	N看板店			
○月○日	25,000	立候補準備	自動車用看板	石垣市○○50	N看板店			
計		59,000	立候補準備のための支出		59,000	選挙運動のための支出		0

5 支出の部

※紙、鉛筆等その他選挙事務所等で使用する消耗品。

(7) 文具費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	2,100	立候補準備	ボールペン他	石垣市○○7	Lリース商会			
○月○日	5,000	立候補準備	ダンボール箱	石垣市○○55	○商事			
計	7,100		立候補準備のための支出	7,100	選挙運動のための支出		0	

5 支出の部 ※茶湯、菓子その他法律で認められた(届出のあった)運動員等に提供する弁当代等

(8)食糧費

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	5,700	選挙運動	菓子代	石垣市○○20	P菓子店			
○月○日	45,000	選挙運動	仕出し弁当代	石垣市○○21	Q食堂			1食1,500円 ×30食
○月○日	31,500	選挙運動	運動員 実費弁償	石垣市○○135	E野 次郎			1食1,500円 ×3食×7日
計		82,200	立候補準備のための支出		0	選挙運動のための支出		82,200

5 支出の部

(9) 休泊費

※休泊費の内容は、休泊費と宿泊費を含めた意味である。
候補者に係るものは含まれない。

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	40,000	選挙運動	運動員宿泊費	石垣市○○90	乙山 太郎	団体職員		1泊20,000円 × 2泊
○月○日	60,000	選挙運動	運動員宿泊費	石垣市○○80	甲山 太郎	会社員		1泊20,000円 × 3泊
計	100,000		立候補準備のための支出	0		選挙運動のための支出	100,000	

5 支出の部

(10) 雑費

※光熱水費、その他これまでの区分のいずれにも
該当しないものに係る出費はこれに含める。

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	17,860	立候補準備	ペニヤ板他	石垣市○○150	R材木店			
○月○日	13,200	選挙運動	電気量	石垣市○○250	S電力会社			
○月○日	4,500	選挙運動	水道料	石垣市○○350	○○市水道局			
計	35,560		立候補準備のための支出	17,860	選挙運動のための支出		17,700	

5 支出の部(合計)

計 (①)	立候補準備の ための支出	770,960
	選挙運動の ための支出	931,690
	計	1,702,650

※10項目の区分ごとの支出
の合計額を記載する。

※第2回目の報告がある場合、
第1回目の報告を記載する。

前回 計 (②)	立候補準備の ための支出	
	選挙運動の ための支出	
	計	

※「計」「前回計」の
合計を記載する。

総 額 (① + ②)	立候補準備の ための支出	770,960
	選挙運動の ための支出	931,690
	計	1,702,650

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

※報告書の提出日を記載する。

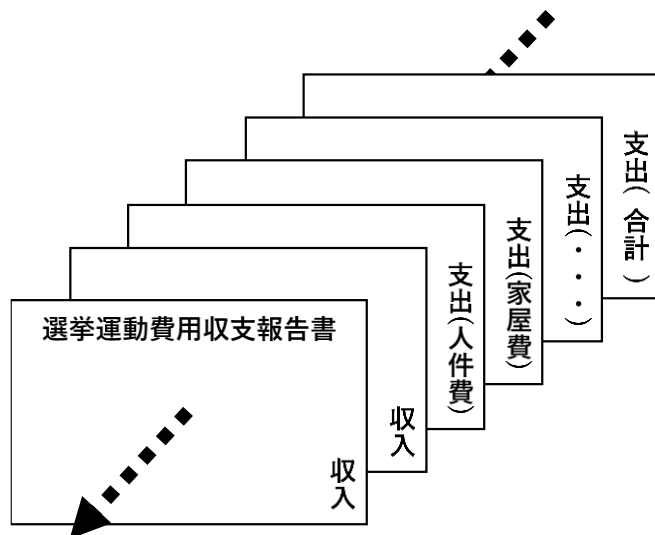
出納責任者 住所 石垣市○○4 3 2 番地 1
氏名 石垣 花子

備考

- 1 収入の部においては、1 件 1 万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1 件 1 万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、1 万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部「種別」欄は、寄付金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 支出の部「区分」欄は、立候補準備のために支出した費用、選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 4 精算届出後の報告書にあっては、収入の部、支出の部ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。

収支報告書の綴り方

収支報告書は、次のように綴り込んでください。



領収書(写し)の綴り方

領収書(写し)は、次のように作成して費目ごとに綴り込み、収支報告書とは分けしないでください。

石垣市議会議員一般選挙 1 人件費 候補者氏名 ○○○○	領収書 ① 領収書 ② 領収書 ③
---	--

※ 領収書の写しを貼り付けた紙の右余白に各費目ごとに一連番号を付し、収支報告書の右余白にもその一連番号を付して合致させてください。

※ 領収書のあて名は、必ず候補者個人名で発行してもらってください。後援会あてで発行されていると受理できませんので注意してください。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支 出 の 年 月 日	支出の金額(円)	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出の証すべき書面 を 徴 し 難 か っ た 事 情
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	10,000	選挙運動	労務者報酬	労務の無償提供のため

1 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日執行 石垣市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 住所 沖縄県石垣市○○432番地1

氏名 石垣 太郎

3 出納責任者 住所 沖縄県石垣市○○432番地1

氏名 石垣 花子

備考

1 「区分」欄には、立候補準備のために要した費用又は選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。

2 「支出の目的」欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

Ⅶ. 寄附の禁止

1. 公職選挙法による寄附の制限

(1) 市と特別の関係がある者の寄附の禁止(法199条、200条)

次の者は選挙に関し寄附をしてはいけません。

ア 市と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

イ 会社、その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く)を受けている場合において、当該融資を行っている者が当該融資について市から利子補給金の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む)を受けた場合には、その融資を受けている会社、その他の法人(ただし、その利子補給金が交付されてから1年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されません。)

何人も、このように市と特別な関係にある者に対して、選挙に関し寄附を勧誘したり、又は要求してはならないし、又このような者から寄附を受けてはなりません。

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止(法199条の2)

候補者又は候補者となろうとする者は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってを問わず寄附をしてはなりません。この場合、その寄附が選挙に関すると否とを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。ただし、その候補者等の後援会以外の政党及びその他の政治団体にする場合又は候補者等の親族にする場合は禁止されません。

何人も、候補者又は候補者になろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対し寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

(3) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止(法199条の3)

候補者又は候補者となろうとする者が、その役職員又は構成員である会社、その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってを問わず、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体に対して寄附をすることは禁止されません。

(4) 候補者の氏名を冠した団体の寄附の禁止(法199条の4)

候補者又は候補者となろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、今回の選挙に関しその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってを問わず寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体に寄付するとか、候補者に寄付することは禁止されません。

(5) 後援団体に関する寄附の禁止 (法199条の5)

ア 後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってを問わず寄附をしてはなりません。

イ 候補者又は候補者になろうとする者は、自身の後援団体に対し、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を石垣市選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間は、寄附をすることができません。

ただし、政規法19条第2項の規定に基づき、候補者が政治資金を取り扱わせるため指定し、届け出た後援団体(資金管理団体)に対しては、時期のいかんを問わず、候補者は当該団体に寄付をすることができます。

公職選挙法による寄附の禁止一覧

寄附をしてはならない者	禁止期間	禁止の内容	法令
① 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者	契約の当事者である間	衆議院及び参議院の議員の選挙に関して	法199条①
② 地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して	法199条①
③ 国から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人	利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実に金額の交付のあった日から起算して1年を経過した日までの間	衆議院及び参議院の議員の選挙に関して	法199条②
④ 地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して	法199条②
⑤ 公職の候補者等	時期を問わず	当該選挙区内の者に対して 【例外】 (1) 政治団体 政治団体が後援団体であるときは、⑨⑩に掲げる期間は禁止される。 (2) 公職の候補者等の親族 (3) 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関して必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く) この講演会等には参加者に対して饗応接待が行われるような集会は含まれないし、この講演会等が選挙区外で行われる場合も例外に当たらない。また⑨⑩に掲げる期間に行われる場合も禁止される。	法199条2
⑥ 公職の候補者等がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体		公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内の者に対して 【例外】政治団体に対してする場合	法199条3
⑦ 公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体		当該選挙に関し当該選挙区内の者に対して 【例外】政治団体又は公職の候補者等に対してする場合	法199条4
⑧ 後援団体(政治団体のうち特定の公職の候補者等の政治上の主義もしくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、もしくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの)		当該選挙区内の者に対して 【例外】 (1) 政治団体又は当該公職の候補者等に対してする場合 (2) 団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附 ⑨⑩に掲げる期間は禁止される。 また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁止される。	法199条5 ①
⑨ 何人も		後援団体の集会(結成のための集会も含む)旅行行事等において、当該選挙区内の者に対して饗応接待をし、又は金銭、記念品、その他の物品を供与すること。	法199条5 ②
⑩ 公職の候補者等	・任期満了日前90日 ・解散の翌日 ・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日から選挙期日までの間	自己に係る後援団体(資金管理団体を除く)に対して	法199条5 ③

※⑤の場合、逆に何人も公職の候補者等に対して、公職の候補者等の選挙区内の者に対する寄附を勧誘したり、要求したりすることも禁止される(親族が公職の候補者等に要求する場合は除く。)。

2. 政治資金規正法による寄附の制限

政治活動に関する寄附については、政治資金規正法による制限があります。政規法上の「政治活動に関する寄附」には、政治団体に対してされる寄附のほか候補者、候補者となろうとする者及び公職にある者の政治活動(選挙運動も含む)に関してされる寄附も含まれ、次のように規制されています。

(1) 会社等の寄附の制限(政規法21条、22条)

会社・労働組合等の団体が行う寄附は、政党、政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党の指定をうけ総務大臣にその旨の届出がされているもの。1政党につき1団体に限る。)の2者に限りません。

(2) 政治家の政治活動に関する寄附の制限(政規法21条の2)

金銭等により政治家個人に対して政治活動に関する寄附を行うことは、政党が行うものを除き、原則として禁止された。ただし、選挙運動に関するものや金銭等以外によるものは禁止の対象外であるが、この場合も会社等の団体からのものは一切禁止されています。

(3) 寄附の量的制限

ア 総枠制限(政規法21条の3)

政治活動に関する寄附は、年間を通じて次に掲げる額を超えてはならないとされています。

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合等		政治団体		政党	
		総枠制限	同一の相手への個別制限	総枠制限	同一の相手への個別制限	総枠制限	同一の相手への個別制限	総枠制限	同一の相手への個別制限
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	制限なし	資本金、組合員数等に応じて年間 750万～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円	年間 150万円 (※3)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	上記以外の政治団体	(※2)	年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
公職の候補者等		金銭等に限り禁止 (※1)	金銭等に限り禁止 (※1) その他は年間 150万円	禁止	禁止	金銭等に限り禁止 (※1) その他は制限なし	金銭等に限り禁止 (※1) その他は制限なし	制限なし	制限なし

※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、その資金管理団体に対してする特定寄附及び遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)及び遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。

(注) 1 会社・労働組合等には、「職員団体」「その他の団体」が含まれます。

2 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限が設けられています。

3 政治団体のする寄附については、量的制限の適応がありません。

会社の政治活動に関する寄附の限度額(1年間)

資本又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上 ～ 50億円未満	1,500万円
50億円以上 ～ 100億円未満	3,000万円
100億円以上 ～ 150億円未満	3,500万円
150億円以上 ～ 200億円未満	4,000万円
200億円以上 ～ 250億円未満	4,500万円
250億円以上 ～ 300億円未満	5,000万円
300億円以上 ～ 350億円未満	5,500万円
350億円以上 ～ 400億円未満	6,000万円
400億円以上 ～ 450億円未満	6,300万円
450億円以上 ～ 500億円未満	6,600万円
500億円以上 ～ 550億円未満	6,900万円
550億円以上 ～ 600億円未満	7,200万円
600億円以上 ～ 650億円未満	7,500万円
650億円以上 ～ 700億円未満	7,800万円
700億円以上 ～ 750億円未満	8,100万円
750億円以上 ～ 800億円未満	8,400万円
800億円以上 ～ 850億円未満	8,700万円
850億円以上 ～ 900億円未満	9,000万円
900億円以上 ～ 950億円未満	9,300万円
950億円以上 ～ 1,000億円未満	9,600万円
1,000億円以上 ～ 1,050億円未満	9,900万円
1,050億円以上 ～	1億円

労働組合又は職員団体の政治活動に関する寄附の限度額(1年間)

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上 ～ 10万人未満	1,500万円
10万人以上 ～ 15万人未満	3,000万円
15万人以上 ～ 20万人未満	3,500万円
20万人以上 ～ 25万人未満	4,000万円
25万人以上 ～ 30万人未満	4,500万円
30万人以上 ～ 35万人未満	5,000万円
35万人以上 ～ 40万人未満	5,500万円
40万人以上 ～ 45万人未満	6,000万円
45万人以上 ～ 50万人未満	6,300万円
50万人以上 ～ 55万人未満	6,600万円
55万人以上 ～ 60万人未満	6,900万円
60万人以上 ～ 65万人未満	7,200万円
65万人以上 ～ 70万人未満	7,500万円
70万人以上 ～ 75万人未満	7,800万円
75万人以上 ～ 80万人未満	8,100万円
80万人以上 ～ 85万人未満	8,400万円
85万人以上 ～ 90万人未満	8,700万円
90万人以上 ～ 95万人未満	9,000万円
95万人以上 ～ 100万人未満	9,300万円
100万人以上 ～ 105万人未満	9,600万円
105万人以上 ～ 110万人未満	9,900万円
110万人以上 ～	1億円

イ 個別制限(政規法22条)

寄附の量的制限については、前述アの総枠の制限のほかに、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、次のような個別的な制限が設けられています。

(ア)何人も、年間を通じて、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはなりません。

(イ)(ア)の個別制限は、寄附の総量制限により設けられた限度額の範囲内においてされる寄附についての制限であり、例えば個人のその他の政治団体又は公職の候補者等に対する寄附は、年間1,000万円までは認められますが、同一のその他の政治団体又は1人の公職の候補者等に対しては、年間150万円を超えて寄附をすることができません。

(ウ)個別制限は、次に掲げるものについては適用されません。

i. 政治団体がする寄附

ii. 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が当該資金管理団体に対してする寄附

(エ)政治団体の支部は、寄附の個別制限については、本部・支部を通じて1つの政治団体とみなされ、政党・政治資金団体以外の政治団体に対しては、本部・支部を通じて年間150万円を超えて寄附することができません。

(4) 寄附の質的制限

ア 特定会社等の寄附の制限(政規法22条の3)

国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付の決定を受けた会社、その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができません。

イ 赤字会社の寄附の制限(政規法22条の4)

三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることができません。

ウ 外国人等からの寄附の受領禁止(政規法22条の5)

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人又は外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

エ 匿名等の寄附の禁止(政規法22条の6)

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をすることはできません。ただし、街頭又は一般に公開される演説会もしくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のものについては禁止されません。

(5) 寄附のあつせんの規制

寄附のあつせんとは、政治団体又は特定の公職の候補者等のために「政治活動に関する寄附」を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者等に提供することをいいます。あつせんそのものは自由ですが、その場合には、次のような規制があります。

ア 寄附のあつせんに係る威迫的行為の禁止(政規法22条の7)

何人も、政治活動に関する寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して圧迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あつせんに係る行為をすることを禁止しています。

イ 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止 (政規法22条の7)

政治活動に関する寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもってを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めることはできません。

石垣市議会議員一般選挙 候補者の手引

令和8年7月発行

編集・発行 石垣市選挙管理委員会

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

TEL 0980-82-8501

FAX 0980-87-9006

Mail senkankk@city.ishigaki.okinawa.jp